

JAWS 譲渡規約 (本部)

- (ア) 心身ともに健康な成人であること。
- (イ) コミュニケーションが取れる人である。
- (ウ) 譲渡される動物を適正に終生飼養できること。
- (エ) 動物を虐待したり、遺棄したりしないこと。
- (オ) 放し飼いや糞の始末をしないなど他人への迷惑行為をしないこと。
- (カ) 時間的、経済的に余裕がある方。
- (キ) 動物に関わる費用（予防・飼養・治療費など）の負担ができること。
- (ク) ペットの飼育に関して同居家族の同意があること。
- (ケ) ペット飼育可能な物件に住んでいること。（証明書の提示が必要）
- (コ) ご家族内に動物アレルギー又は重篤な病気の方がいないこと。
- (サ) 関東（東京・神奈川・千葉・埼玉）にお住まいの方であること。
- (シ) 単身者や結婚前の同棲の方、65歳以上だけのご家族の方の場合、希望者住居近隣に住む2親族以内の親族で且つペット可の物件に住んでいる方を保証人を立てられる方。
- (ス) 基本、65歳以上の方へは若齢個体の譲渡は行えない。（保証人がいれば要相談）
- (セ) 外国人の方の場合、日本語でのコミュニケーションができ、法務省が発行する永住権を取得されて且つご家族で住まれている方。
- (ソ) 譲渡動物に不妊去勢手術による繁殖制限措置を確実に実施できる方。
- (タ) 譲渡後、当協会発行資料などでの写真掲載協力がいただける方。
- (チ) 当協会の譲渡活動に賛同され、当協会の判断や指示に納得いただける方。
- (ツ) 先住動物がいる場合、災害時同行非難が可能な頭数以上を飼育している場合は譲渡を行うことはできない。（1名で2頭までで計算）
- (テ) 生後6か月未満の仔犬・仔猫は、留守番時間（1日6時間以上）が長いご家庭への譲渡はしない。
- (ト) 過去に当協会を通じて里親探しを行ったことのある方へは当協会からの譲渡は行えない。
- (ナ) 近々引越予定や出産予定のある方には改めて譲渡時期を見直してもらおう。
- (ニ) 譲渡後に動物の飼育に関し動物行政や警察が介入するようなことがあれば、当協会へ動物の所有権を返還してもらおう。